

# 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止について

市民の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関してご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
政府対策本部は、4月7日から5月6日まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型コロナウイルス感染症等特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、4月16日には全都道府県に拡大されました。

埼玉県は、緊急事態宣言を受け、5月6日まで埼玉県全域に対して、不要不急の外出自粛などを含む緊急事態措置を講じました。

本市におきましても、あらためて市民の皆さまには埼玉県の緊急事態措置に対する、ご理解とご協力をお願いします。感染の拡大を防ぐためには、皆さまお一人お一人の行動が非常に大切です。今後も、国・県・市が発信する情報に何卒ご留意いただき、引き続き、基本的な感染症対策をより一層徹底していただき、ご自身やご家族の皆さまの体調管理をお願いします。

市民の皆さまの安全・安心を確保するために、ふじみ野市としては、国・県・保健所と連携し、引き続き、感染拡大防止に向けた取り組みを、全力で実施してまいります。

ふじみ野市長 高畑 博

## 相談窓口

医療機関への受診の前に、まずは相談窓口へご相談ください。ファクスによるご相談の場合、回答に時間をいただく場合があります。

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

TEL 0570・783・770 (24時間受付) FAX 048・830・4808

厚生労働省の相談窓口

TEL 0120・565・653 (午前9時～午後9時)

聴覚障がい者相談窓口

FAX 03・3595・2756 ✉ corona-2020@mhlw.go.jp

※ファクス・メールでの相談は、聴覚に障がいのある人など電話での相談が難しい人が対象ですので、他の人は電話でお問い合わせください。

### ご相談いただく目安

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない人も同様）
- (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPDなど）の基礎疾患等のある人、人工透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを服用している人、妊娠中の人は、上記の症状が2日程度続く場合ご相談ください。

## 感染症対策の基本

家庭でできる感染症対策の基本は、こまめな手洗い、正しいマスクの使用、症状があるときは外出を控えることなどです。感染症にかからない、うつさないためには、複数の対策を組み合わせることが大切です。「できるだけ感染のリスクを下げていく」という考えに基づいて、一つ一つの対策を確実にいきましょう。

### 咳エチケット

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫やそこに含まれるウイルスなどが飛び散ることを防ぎます。咳・くしゃみなどの症状のある人はできる限り、外出を控え、やむを得ず出かけるときは正しい方法でマスクを使いましょう。

マスクの無い場合、くしゃみをする時は、ハンカチやティッシュで口と鼻を覆い、他人から顔をそむけ、1メートル以上離れましょう。使用した紙は、すぐにゴミ箱に捨て、手を洗いましょう。ティッシュがないときは、洋服の袖で口・鼻を覆います。

### 手洗い

手洗いのタイミングは、「外出から戻った後」「多くの人が触れたと思われる場所を触った時」「咳・くしゃみをした後や鼻をかんだ後」「症状のある人の看病

### 消毒

咳やくしゃみなどの症状がある人が、手で鼻や口をおさえると、手にウイルスがつきます。その手で手すり・テーブル・ドアノブなどに触れることで、ウイルスがその表面につきます。そして、他の人がその場所を知らずに触り、自分の口、鼻、目を触れることで感染することがあります。

■よく触れる場所を消毒しましょう  
1日1〜2回、手のよく触れるところ（部屋のドアノブ・照明のスイッチ・リモコン・洗面台・

### 換気

部屋のウイルス量を下げたために、部屋の十分な換気を行います。日中は1〜2時間ごとに5〜10分窓や扉を開けるなどして部屋の空気を新鮮に保ちましょう。

症状がある同居の人とは、できる限り部屋を分けましょう。症状がある人の部屋は、窓があり換気できる部屋にします。本人も同居の人も、石鹸と流水でよく手を洗い、同じ室内で1〜2メートル以内で接するときは、どちらもマスクをしましょう。

## 窓口対応時間の短縮に向けて

各種手続き・申請・相談業務などで市役所にお越しになる方へ  
担当課へお電話ください

新型コロナウイルス感染拡大防止をするため、対面で接する機会が多い窓口業務（相談業務、各種手続き、申請など）については、窓口対応時間の短縮を目指しております。

このため、お手数ですが来庁される前にお電話でご用件をお聞かせくださいますようお願いいたします。

※簡易な手続きについては、この限りではありません。

